# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2023年11月30日

【会社名】 霞ヶ関キャピタル株式会社

【英訳名】Kasumigaseki Capital Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 河本 幸士郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 03-5510-7651

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 廣瀬 一成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 03-5510-7651

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 廣瀬 一成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1【提出理由】

2023年11月29日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 2023年11月29日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金60円 総額 490,579,740円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年11月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

当社グループにおける事業活動の多角化と今後の事業展開を見据えた事業目的の追加及び場所の定めのない株主総会の開催を可能とするための規定の新設を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

小川潤之、河本幸士郎、杉本亮、廣瀬一成、緒方秀和、森一雄及び原雅彦を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

佐々木敏夫、戸田千史、青山大樹及び福原あゆみを監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額1,000,000千円以内(うち社外取締役は100,000千円以内)に改定するものであります。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額200,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社普通株式の総数を年50千株以内に改定するものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額及 び内容改定の件

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額1,000,000千円以内、ストック・オプションとして発行する新株予約権の数の1年間の上限を5,000個に改定するものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内に改定するものであります。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	51,364	127	-	(注)1	可決 98.184
第2号議案	51,376	115	-	(注)2	可決 98.206
第3号議案					
小川 潤之	51,408	83	-	(注)3	可決 98.268
河本 幸士郎	51,209	282	-		可決 97.887
杉本 亮	51,408	83	-		可決 98.268
廣瀬 一成	51,404	87	-		可決 98.260
緒方 秀和	51,405	86	-		可決 98.262
森 一雄	51,391	100	-		可決 98.235
原雅彦	51,375	116	-		可決 98.205
第4号議案					
佐々木 敏夫	51,336	155	-	(注)3	可決 98.130
戸田・千史	51,341	150	-		可決 98.140
青山 大樹	49,266	2,225	-		可決 94.173
福原 あゆみ	49,334	2,157	-		可決 94.303
第5号議案	51,199	292	-	(注)1	可決 97.868
第6号議案	49,122	2,369	-	(注)1	可決 93.898
第7号議案	49,060	2,431	-	(注)1	可決 93.779
第8号議案	51,178	313	-	(注)1	可決 97.828

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

# (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上